

使用済小型家電の 回収・リサイクルを行います



京極町ではご家庭の使用済みとなった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを 10月30日に限り実施いたします（10月31日以降は通常通り不燃ごみ等で排出してください）。小型家電（ご家庭の電気や電池で動く製品）には、鉄、アルミ、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれており、これらの有用金属は資源として再利用することができます。ご家庭で不用になった小型家電がありましたら、収集にご協力ください。

○回収方法

- ・ 日 時 **10月30日(火) 午前9時～午後4時**
- ・ 回収場所 **京極町役場 住民福祉課窓口で手渡し**
- ・ 費 用 **無料**
- ・ 回収できるもの **規格が50cm×50cm×50cm以内のもの**
重さが10kg以内のもの(一人で持ち込める程度)
裏面の小型家電回収品目に該当するもの
- ・ 注意事項 **携帯電話やパソコンなどに個人情報が含まれるものは、あらかじめ削除してください。**
一度回収したものは返却できません。

収集された小型家電から抽出された貴金属は、2020年東京オリンピック・パラリンピックのメダルに再利用されます。

○ 収集できるもの

電話機等	電話機、ファクシミリ、携帯電話、PHS等
パソコン	ノートパソコン、デスクトップパソコン(モニター・ディスプレイは除く)、周辺機器等
映像機器	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDプレーヤー、ビデオデッキ、BDレコーダー等
音響機器	CD・MDプレーヤー、ステレオセット、ラジオ等
健康・理容機器	ヘルスマーター、電気マッサージ器、ヘアドライヤー、電気カミソリ等
電気楽器・玩具	電子楽器、据え置き型ゲーム機、携帯型ゲーム機等
電動工具・事務用品	電動ミシン、電気ドリル、電気照明器具(蛍光管、電球を除く)、計算機等
季節家電	扇風機、電気除湿器(フロン含有は除く)、園芸用電気機械、電気ストーブ等
台所家電	電子レンジ、ジャー炊飯器等(家電リサイクル法対象家電を除く)
その他対象品目	電子書籍端末、時計、カーナビ、電子体温計、電気アイロン、USBメモリ等
	上記小型家電の付属品 (ACアダプター、ケーブル)

例



× 次のものは収集できません

- ・ テレビ(モニター等を含む)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷凍庫、冷蔵庫

例



- ・ パソコンディスプレイ (液晶、ブラウン管)、電気除湿器 (フロン含有)
- ・ 電気毛布、電気カーペット等の布製の小型家電
- ・ スピーカー等の木製の小型家電
- ・ 各種電池、バッテリー、電球、蛍光灯
- ・ その他小型電子・電気機器ではないもの